

最近の WIPO の動き (35)

世界知的所有権機関 (WIPO) 日本事務所 *

1. はじめに

本稿では、WIPO の最近の動きとして、以下の4つを紹介する。

- ・日本知的財産協会 (JIPA) と WIPO による共同ワークショップ
- ・WIPO for Creators の活動 Creators Platform の公開に向けて
- ・知的財産の司法に関する WIPO マスタークラス開催
- ・2023 年 8 月 1 日より、Madrid e-Filing がリニューアル

2. 日本知的財産協会 (JIPA) と WIPO による共同ワークショップ¹⁾

2023 年 6 月 5 日、日本知的財産協会 (JIPA) と WIPO による共同ワークショップ「イノベーション主導の成長と知的財産の役割の未来を探る：日本の産業界の経験」が開催された。

このワークショップは、WIPO グローバル・イノベーション・インデックス (GII) の 2022 年発行版²⁾ における特別テーマ「イノベーション主導の成長の将来：生産性の停滞か復活か」において取り上げられた、「デジタル時代のイノベーションの波」, 「ディープサイエンスのイノベーションの波」について議論するために行われた。米国、欧州に引き続き開催されたものであり、同じテーマにて主要国・地域の現地企業を集めた会合を実施している。(デジタル時代のイノベーションの波：スーパーコンピューティング、人工知能、自

動化を基盤としたイノベーション。あらゆる部門に十分な生産性をもたらす、あらゆる分野の基礎科学における科学的ブレイクスルーを達成するために必要とされる。ディープサイエンスのイノベーションの波：バイオ、ナノテクノロジー、新素材などのブレイクスルーを基盤としたイノベーション。健康、食糧、環境、モビリティの4つの主要分野におけるイノベーションを起こすとされる。)

イベント冒頭、田中茂明 内閣府知的財産戦略推進事務局長 (当時)、桂正憲 日本国特許庁特許技監、下川原郁子 日本知的財産協会理事長、Marco M. Alemán WIPO 事務局長補 (知的財産イノベーションエコシステム部門) からの挨拶がなされた。その後、GII 2022 年版における特別テーマ「イノベーション主導の成長の将来：生産性の停滞か復活か」にて、GII が期待を寄せる2つの波である「デジタル時代のイノベーションの波」, 「ディープサイエンスのイノベーションの波」それぞれについて、各企業代表者らからのパネルディスカッションが実施された。閉会挨拶は、澤井 智毅 WIPO 日本事務所長、上野 剛史 日本知的財産協会専務理事からなされた。

それぞれの議論の中では、協働や共創が強調され、「デジタル時代のイノベーションの波」や「ディ-

* WIPO の外部事務所の1つ。東京・霞が関に位置する。詳しくは、WIPO 日本事務所のウェブページを参照されたい：

<https://www.wipo.int/about-wipo/ja/offices/japan/>
また、WIPO や WIPO 日本事務所の主要な活動については、ニュースレター (四季報) にて定期配信中：
https://www3.wipo.int/newsletters/ja/#wipo_japan



左上：挨拶をする Marco M. Alemán WIPO 事務局長補（左）と夏目 WIPO 事務局長補（右）
 左下：桂正憲 日本国特許庁特許技監
 右上：田中茂明 内閣府知的財産戦略推進事務局長（当時）
 右下：下川原郁子 日本知的財産協会理事長

「サイエンスのイノベーションの波」を活性化させるために今まで以上に知的財産の役割が重要となるという認識が参加者の間で共有された。

3. WIPO for Creators の活動 Creators Platform の公開に向けて³⁾

「WIPO for Creators」とは、知的財産の権利に関する知識と認識を高めることで、世界中のクリエイターがその仕事を認められ、正当な報酬を得られるように支援することを目的として、WIPO が 2021 年より開始した取組である。

「WIPO for Creators」担当チームでは各種クリエイティブ分野において世界中のクリエイターを支援することを目的とした、オンラインの権利啓発プラットフォームである Creators Platform の開発を進めている。

Creators Platform の公開が近日中に行われる予定であり、世界各国（ロサンゼルス、オランダ、ロンドン、ムンバイ）のスタジオにおいて、初リリース時に登場する音楽クリエイターたちの撮影が始まったところである。初リリース時には、

作詞・作曲者であるソングライター達が、曲を演奏してファンへ音楽を届けるまでのクリエイティブなプロセスに関して、それぞれの経験談を紹介する。東京出身でロサンゼルスを中心に活動する her0ism 氏も撮影に参加している。

WIPO for Creators では、Creators Platform を通じ、オリジナルのコンテンツを一ヶ所に集めて提供すること、及び、メンバー、スポンサー、友人のネットワークを構築することを目指している。今後の情報につき、引き続きご注目されたい。



プロデューサーの her0ism 氏との撮影舞台裏

4. 知的財産の司法に関する WIPO マスタークラス開催⁴⁾

WIPO は、2023 年 5 月 31 日から 6 月 2 日までの 3 日間、知的財産審判に関する WIPO マスタークラスをミュンヘンのドイツ特許商標庁 (DPMA) 本部にて、ドイツ連邦司法省、DPMA、ドイツ連邦司法裁判所、ドイツ連邦特許裁判所の協力のもと開催された。このイベントの目的は、特許関連の経験と法学の発展について司法関係者間の交流を促進することであった。



(写真：DPMA より)

ドイツ、オーストラリア、インド、オランダ、米国、統一特許裁判所 (UPC)、欧州特許庁審判部の著名な者が講師となり、本マスタークラスの研修生である判事達を指導した。

講義内容は、特許性、請求項の解釈、均等論、医薬品特許の特殊性、特許訴訟管理、暫定措置、救済策、標準必須特許など、幅広いトピックに及び、参加者には、WIPO が新しく発行した出版物「裁判官のための特許訴訟管理の国際ガイド」⁵⁾ が贈られた。

本マスタークラスの開催と同時に、待望の統一特許裁判所 (UPC) の発足イベントが行われ、世界的特許情勢における重要なマイルストーンとなった。

5. 2023 年 8 月 1 日より、Madrid e-Filing がリニューアル⁶⁾

日本国特許庁においては、2022 年 6 月より、WIPO が提供する Web サービス「Madrid e-Filing」によるオンライン出願の受付を開始している。

これまで、Madrid e-Filing では、WIPO Global Brand Database (GBD) に収録済みの商標出願・登録を基礎とする場合に限り国際出願をすることが可能であり、国内出願後、出願データが GBD に収録されるまでの一定期間は、その出願を基礎として Madrid e-Filing を利用して国際出願をすることができなかった。今般のリニューアルにより、基礎出願の情報を手動で入力することも可能になったため、国内出願後ただちにその出願を基礎として Madrid e-Filing から国際出願をすることができるようになった。

Madrid e-Filing の具体的な操作方法及び注意点については、日本国特許庁ホームページに掲載のユーザーマニュアル「Madrid e-Filing による出願手続」、「e-Filing の利用に関するよくある質問」をご参照されたい。

(注)

- 1) 関連するウェブサイト：https://www.wipo.int/about-wipo/ja/offices/japan/news/2023/news_0019.html
- 2) 関連するウェブサイト：https://www.wipo.int/pressroom/ja/articles/2022/article_0011.html
- 3) 関連するウェブサイト：https://www.wipo.int/about-wipo/ja/offices/japan/news/2023/news_0017.html
- 4) 関連するウェブサイト (英語)：https://www.wipo.int/about-ip/en/judiciaries/news/2023/news_0007.html
- 5) 関連するウェブサイト (英語)：<https://www.wipo.int/about-patent-judicial-guide/en/>
- 6) 関連するウェブサイト：https://www.wipo.int/about-wipo/ja/offices/japan/news/2023/news_0018.html

(原稿受領日 2023 年 9 月 1 日)